

**【問題】**

原告（X）は、預託金会員制ゴルフ場（訴外A）の会員（約1,800名）によって構成されている、会員の相互親睦を目的とするゴルフクラブである。被告（Y）は、Aを運営する株式会社である。Yは、近年のリーマンショックやコロナ禍により、経営が思わしくなく、ゴルフ会員への預託金の返還が困難な状況にあったため、会員から預託金の返還が請求されても、返還の猶予を求める状況にあった。そこで、Xは、Yを相手に、XY間で締結された協約書の条項に基づいて、Yの経理書類の謄本の交付を求めたが、Yはこれに応じなかった。そこで、Xは、Yを相手に、謄本の交付を求める訴えを提起した。これに対して、Yは、Xには、固定資産がなく、また、Yの財産から独立した固有の財産もないことから、当事者能力を有していないとして、訴え却下を申し立てた。

**【設問】** 設問は相互に独立している。

- 1 Xが当事者能力を有するか否かを、どのように判断すべきか検討しなさい。
- 2 Xが当事者能力を有しない場合、原告側はどのような方法で訴えを提起することが考えられるか、2つの選択肢を検討しなさい。また、その場合に、判決の効力は、どの者に対してどのような理由で及ぶのかも併せて検討しなさい。